

SLN No.67 1996.5.22

## データベース、インターネット、シュリンクラップ、プリエンプシオン

ProCD, Inc.,

v.

Matthew Zeidenberg W.D. Wisconsin, decided January 5, 1996 (Slip opinion)

ウィスコンシン西部連邦地裁は、CD-ROMで売られていた電話番号簿データベースのうち、データだけを取り出してインターネットでサービスする行為を合法だと判断した。

### 1. 事 実

- ①) 原告 (ProCD, Inc.) は、市場で手に入る約 3,000 の電話帳から 9,500 万件を超える住居、商業リスト (フルネーム、地番、電話番号、郵便番号、産業コード) を集め、「Select Phone」のマークを付した CD-ROM で販売していた。

この中には、電話番号簿とデータのアクセス、取り出し、ダウンロードをするプログラムが含まれていた。Select Phone はディスクとユーザガイドを入れた箱で売られており、ユーザガイドには「シングル・ユーザ・ライセンス契約」が入っていた。同契約の頭には、「ソフトウェアの使用又はディスク上の番号簿にアクセスする前に本ライセンスを注意深く読んで下さい。貴方にライセンスしたディスク及び番号簿を使用することによって貴方は本ライセンスの条件に拘束されることを合意します。もし貴方が本ライセンスの条件に合意しないなら、(輸出された場合も含め) 貴方が取得した場所へ、ソフトウェアと番号簿のコピー一切、ディスク、ユーザガイドを直ちに返却してください。」と書いてあった。

- 2) また、Select Phone を立ち上げるとシングル・ユーザ・ライセンス契約に服すること、製品は許諾された使用のためだけにライセンスされているというスクリーンが現れる。

ユーザ契約には、「貴方は、ソフトウェア又は番号簿の全部又は一部を、ネットワーク又はタイムシェアの環境で第三者に利用可能としてはならず、番号簿にアクセスするためのコンピュータ以外のコンピュータに番号簿の全部又は一部を移行してはいけません。」と書かれていた。製品の箱には、一か所小さい文字で契約について書いてあるが、特別の条件を詳しく書いてはいなかった。

- ② 被告 (Zeidenberg) はコンピュータ・サイエンスの博士課程にいる者で、1994年末、Select Phoneを購入した。1995年2、3月に被告はSelect Phoneからデータをダウンロードし、商業目的でインターネットを介して第三者に利用させることを決意した。同年3月にSelect Phoneの新版を買い、4月に被告Silken Mountain Web Services, Inc. (Zeidenbergの1人会社) を設立した。同社は、Select Phone及び他社製品からデータを集めた。被告はSelect Phoneをパソコンにインストールし (ソフトウェアをハードディスクにコピーして) 自らのデータベースを編集した。

被告はユーザが検索できるよう独自のプログラムを作った。被告のホームページにアクセスする者は原告のプログラムを使用、複製するものではなかった。被告はインターネットプロバイダーと契約 (初めBranch社、後にIvory社) し、被告のデータベースがインターネットを通じて利用できるようにした。1日に20,000ヒット (ユーザのスクリーンに新画面の出ること) があった。

- ③ 原告は、著作権法、ウィスコンシン・コンピュータ犯罪法及び同州の契約及び不法行為法に基づき差止め及び損害賠償の本訴を起こした。裁判所は1996年9月22日に予備的差止め命令を出した。本判決は、被告のサマリージャッジメントの申立てを認め、先の予備的差止命令を解除した。

## 2. 裁判所の判断

原告の主張は、原告が多大な時間、労力、金を使って集めた情報を被告が無償で商業目的に利用できるとするのは不公正で商業上破壊的である、というにつきる。しかし、Feist 最高裁判決 (注: S L N26号を参照) はほぼ同じ状況で、この議論を拒否した。

### A. 著作権侵害

検索ソフトウェアとデータそのものとの区別は決定的である。

#### 1. Select Phoneのデータ

Feist 判決は、番号簿に含まれている生のデータはオリジナルな仕方で配列されていないので著作物性ある事実編集物となるに必要な最小限の創作性もないとして、ホワイトページは著作権保護を受けない、とした。

「著作権法の目的は作者の労力に報いるためではなく、学術及び有用な技術の発展を促進するためにある。」

最高裁は「額に汗」論を適用した一連の判例を否定した。原告はSelect Phoneに含まれた電話番号簿が Feistのそれと違うことを示唆してもいない。一般的で、オ

リジナルでない仕方で配列された事実収集物は著作物性がない。

## 2. Select Phoneのソフトウェア

117条（日本法の47条の2に近い）は、プログラムの複製物の正当な所有者が利用上必要な手段として複製、翻案することは侵害にならないと定めている。

1990年代においては、ハードディスクへのコピーはコンピュータ利用の基本的なパターンである。

被告は、原告製品のうち著作物性のあるソフトウェアの部分を、電話番号簿データへのアクセス及びダウンロードのためだけに使ったのであり、これは正に原告の意図した利用方法である。（107条のフェアユースを論ずる必要はない）。

## B. ソフトウェア・ライセンス契約

シュリンクラップ契約では、1)無許諾コピーの禁止、2)貸与の禁止、3)リバース・エンジニアリングや改変の禁止、4)1CPUでの使用に限定、5)保証の拒否、6)責任制限、を求めている。

シュリンクラップ契約は広く用いられているので学問的には注目されているが、訴訟は驚くほど少ない（3件）。大半の学説は、ユーザが条件を交渉する機会がないことを主たる理由として、シュリンクラップ契約の有効性に疑問を呈している。

### 1. ユーザ契約

シュリンクラップ契約に関する出発点はソフトの販売が統一商法典（U. C. C.）上の動産の売買にあたるか、それともライセンスであるか、である。

大半の裁判所はU. C. C.の適用を認めており、学説も賛成している。

大量販売のソフトを購入する者は周期的な支払ではなく1回だけ代価支払をしているし、ソフト会社は担保目的で権利を留保していないし、「ライセンスされた」権利の終了時期を定めてもいないので、当審も動産売買とみる。（注：U. C. C.の詳しい議論省略）

契約書は箱の中にあったから、被告はSelect Phoneを買う前にユーザ契約を検討する機会はなかった。箱の底部に、小さな文字で購入者は箱の中にあるライセンス契約の条件に従うことが記してあったにすぎない。購入者は購入前に全条件を読み考えることができねばならない。被告はこの契約に拘束されない。

シュリンクラップ契約について、1980年代半ばにルイジアナ州とイリノイ州で立法がなされたが、ルイジアナ法はVault判決（第5巡回区控訴審）で部分的に無効とされたし、イリノイ州は同法を廃止した。

## C. 州法に基づく請求のプリエンプション

著作権法 301条は、連邦著作権法に抵触する州法上の請求をプリエンプト（先占）する旨定めている。プリエンプションの条件は①州法上の権利が主張されている作品が、著作権法102条及び103条に規定されている著作権の主題（subject matter）に該当すること、及び②その州法上の権利が著作権法 106条に規定する権利のどれかに相

当 (equivalent) すること、である。

### 1. 著作権の主題

著作権法 103条で事実編集物は著作権の主題に含まれる。当該作品が(オリジナリティーがない、などの理由により) 現実の保護を受けえないか否かには関わらない。

### 2. 州法上の権利との相当性

著作権法 106条は複製、実演 (performance)、頒布又は展示を権利として認めており、プリエンプションを回避するには、州法はこれらを超えた「超加要素(extra element)」を規定していなければならない。

州法による契約〔違反〕、ミスアプロプリエーション (不正競争)、コンピュータ犯罪法上の請求は、いずれも著作権法によってプリエンプトされる。(注：詳細略)

### 3. コメント

#### 1) Feist 最高裁判決のライン上の判決である。

事実はいかに大量であっても、時間、労力、金を費やしていても、著作権法上保護されない、という線を一貫している。これは憲法に規定されている特許、著作権法の法目的 (学術及び有用な技術の発展を促進すること) や表現の自由の尊重を基礎としたものである。経済至上主義的なフリーライド論は厳にいましめられねばならない。

#### 2) 著作権法の解釈として、プログラムとデータベースを分離していることやデータが大量であるだけでデータベースとして保護されるものではないとしていること、など聞くべき点が多い。

#### 3) シュリンクラップ契約の有効性の点についても米国の現状をよく知ることができし、わが法の解釈上も参考になる。(Raymond T. Nimmer “The Law of Computer Technology” 7.24あたりも参照されたい)。

#### 4) EUでは本年2月に、データベースに関する指令 (15年間の sui generis 権を認める) が採択され、加盟国は1998年1月1日までに国内法化することが求められている。この指令は、1992年のドラフトより後退してはいるものの、21世紀の情報保護基本法としての萌芽を見ることができるように思われる。著作権法の大原則である創作性の要件をゆがめてまで投資保護 (フリーライド論) を拡張するよりは、端的に状況にふさわしい法制を構想、実現してゆくべき時期にきているのではないだろうか。

以上